

屋外広告物制度の解説

基本的な考え方

■ 規制の趣旨

京都市では、屋外広告物を都市の景観をかたちづくる重要な要素として位置付け、昭和31年から屋外広告物法に基づいて屋外広告物条例を制定し、屋外広告物を表示する際に市長の許可を義務付け、位置、規模、形態を規制するとともに意匠について、全国的な企業のコーポレートカラーであっても、京都にふさわしいデザインに変えるよう指導するなど、きめ細かい規制と誘導を行ってきました。

平成19年9月1日に新景観政策が実施され、建築物の高さやデザインの規制の強化と合わせて、屋外広告物の制度についても大幅に見直しを行い、歴史都市・京都の良好な景観の創出を図っています。

■ 基本的な方針

・ 地域ごとの景観特性等を踏まえた規制

世界遺産周辺、良好な低層住宅地や歴史的な建造物が多く存在する地区など、地域の景観特性や市街地環境の特性、土地利用等を考慮して、屋外広告物が町並み景観や建築物と調和するよう規制・誘導しています。

・ 優良な屋外広告物の誘導

優良な屋外広告物の設置を誘導する制度を設けています。具体的には、優良な広告物に対する補助金の交付、特例許可制度というものです。

・ 違反広告物対策の強化

建築物や工作物に定着している違反屋外広告物への対応については、京都市として違反状況を知った時点で、所有者等の表示者に対して、適法なものにしていただくよう行政指導しています。しかしながら、この行政指導に従っていただけない悪質な違反者に対しては、行政処分、公表などのほか、行政代執行や刑事告発も辞さない強い措置を採ることもあります。

屋外広告物とは

屋外広告物とは、

- ①常時又は一定の期間継続して
- ②屋外で
- ③公衆に表示されるもの

で、具体的には、看板や広告塔、ポスターなどだけではなく、建築物の壁面等に直接表示するものも含まれます。また、表示内容については文字だけではなく、商標、シンボルマーク、写真など一定のイメージを与えるものや商業広告以外の営利を目的としないものも含まれます。

規制を受ける広告物の種類

■ 屋外広告物

□ 建築物等定着型屋外広告物

建築物や工作物に定着させて表示する屋外広告物

- ＜種類＞ 屋上屋外広告物
突出型屋外広告物（袖看板）
壁面平付け型屋外広告物
ひさし看板 等

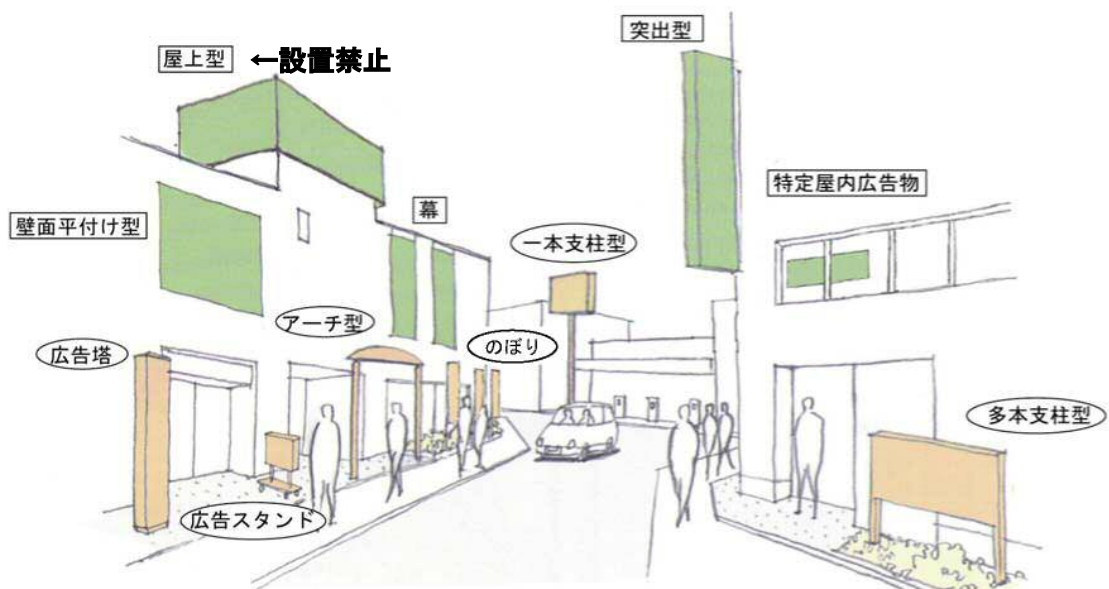
□ 独立型屋外広告物

土地に定着させて表示する屋外広告物及び広告スタンドなど移動できる屋外広告物

- ＜種類＞ 一本支柱型屋外広告物
多本支柱型屋外広告物
広告塔
アーチ型屋外広告物
のぼり
広告スタンド 等

■ 特定屋内広告物

建築物の窓ガラスなどの内側から屋外に向けて表示する広告物



規制区域

京都市においては、地域ごとの景観特性や建築物の高さ規制の見直し等に対応した規制となるよう、京都市内全域を21種類の規制区域に指定しています（この他、伝統的建造物群保存地区等においては、これらの地区の特性に鑑み、屋外広告物等特別規制地区に指定しています。詳しくは、それぞれの地区の景観整備計画を御覧ください。）。

市街地を取り巻く山並みとの関係と建築物の規制を踏まえ、原則として、京都の商業・業務の中心地区である都心部においては、町並み景観との調和に配慮した一定の高さ、面積、形態、意匠の屋外広告物を認め、都心部から三方の山すそに行くにしたがって、次第に高さ、面積、形態、意匠の規制を厳しくし、自然景観や町並み景観及び建築物との調和が取れた屋外広告物が設置されるようにしています。

京都市ホームページ [京都市景観情報共有システム \(kyoto.lg.jp\)](http://kyoto.lg.jp) において規制区域を検索できます。

オフィス街



歴史的な町並み



繁華街



屋外広告物の許可制度

京都市においては、市内全域を屋外広告物禁止地域、屋外広告物規制区域又は屋外広告物等特別規制地区に指定しており、屋外広告物規制区域内及び屋外広告物等特別規制地区内で屋外広告物を表示する場合は市長の許可を義務付けています（ただし、自家用屋外広告物で敷地内の総面積が2㎡以内である等、許可が不要な場合があります。）。

＜許可が必要かどうかの判定表＞

屋外広告物の種別等			許可の 要・不要
自家用屋外広告物 (※1)	ポスター、のれん等の 簡易な屋外広告物 (※3)	左欄に掲げるものの合計面積(※4) が2㎡を超える	要
		左欄に掲げるものの合計面積(※4) が2㎡以下	不要 (※5)
	その他の屋外広告物	左欄に掲げるものの合計面積(※4) が2㎡を超える	要
		左欄に掲げるものの合計面積(※4) が2㎡以下	不要 (※5)
管理用屋外広告物 (※2)	面積が0.3㎡を超えるもの		要
	面積が0.3㎡以下 のもの	管理用屋外広告物の合計面積(※4) が2㎡を超える	要
		管理用屋外広告物の合計面積(※4) が2㎡以下	不要 (※5)
その他(他社広告や野立て看板など)			要

※1：「自家用屋外広告物」とは、次に掲げる屋外広告物をいいます。

- ・ 自己の住居において、自己の氏名又は住所を表示するもの
- ・ 自己の事務所又は事業所において、その名称若しくは商号、所在地又は事業の内容、取り扱う商品若しくは提供する役務を表示するもの
- ・ 建築物の名称又は用途を表示するため、当該建築物等又はその敷地内に表示するもの

※2：「管理用屋外広告物」とは、建築物その他の工作物又は土地の管理を行うために、当該建築物等に表示し、又は当該土地の区域内において表示する屋外広告物（「管理物件」、「立入禁止」等の看板が該当します。）をいいます。

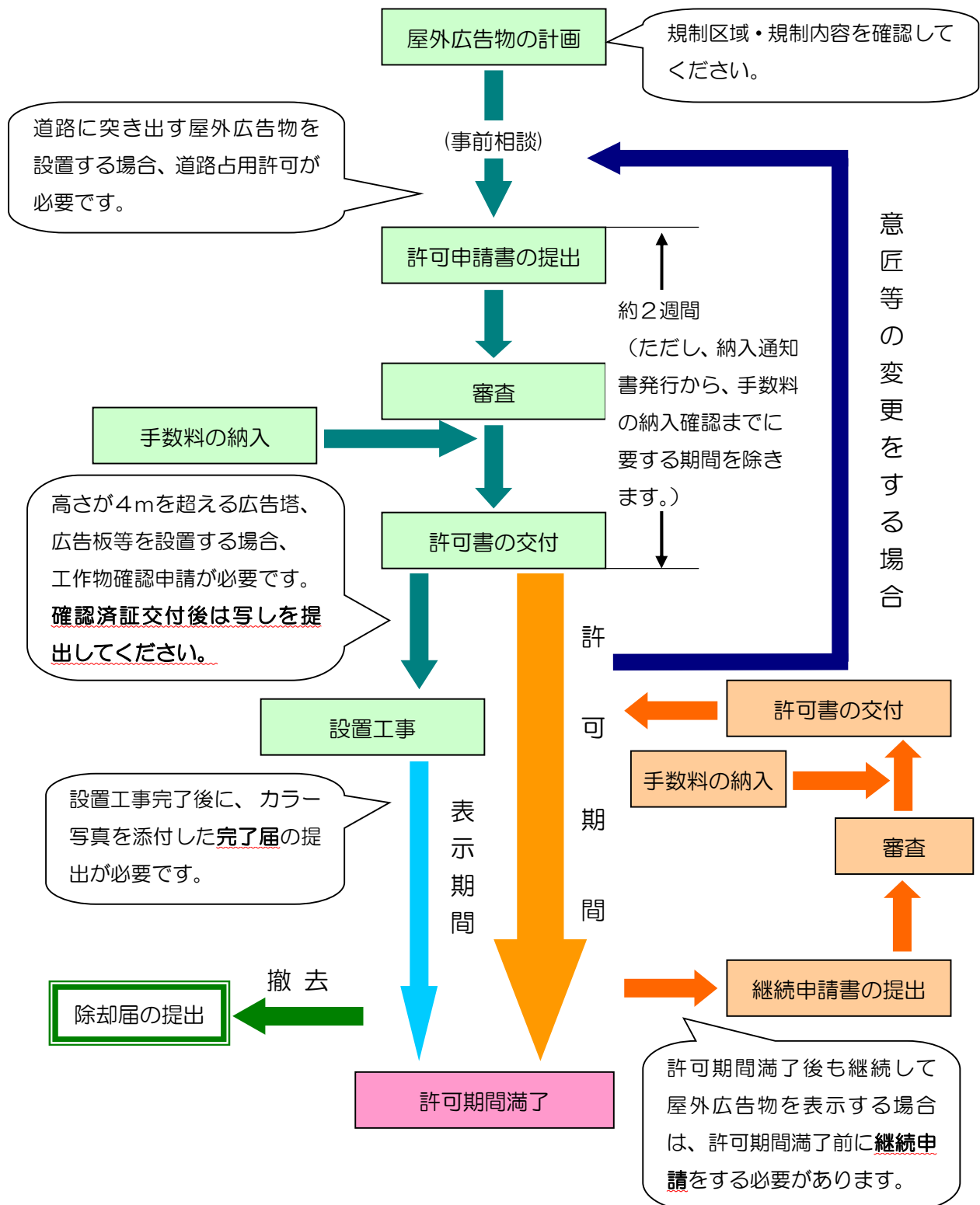
※3：「ポスター、のれん等の簡易な屋外広告物」とは、ポスター、貼り紙、貼り札、のぼり、のれん、小旗、幕、軒先テント、立て看板、ちょうちんその他これらに類する屋外広告物をいいます。

※4：区画内の合計面積をいい、既存のものを含みます。また、区画内に複数の店舗がある場合は、すべての店舗が表示するものの合計面積となります。

※5：許可不要のものであっても、基準（高さ、色彩など）に適合させる必要があります。

なお、法令により表示が義務付けられている屋外広告物等、上記にかかわらず許可不要となる場合があります。

■ 許可申請の流れ



* 新規、変更、継続いずれの場合にも審査には手数料が掛かります。
(手数料納入の確認から許可書の交付まで目安として約1週間)

許可を受けずに設置した場合、条例及び「京都市屋外広告業者等に対する行政処分及び措置に関する要綱」に基づき、行政処分が課される場合があります。

申請の流れ（補足）

- 1 屋外広告物の許可申請に係る手数料は、審査後に郵送する納入通知書によりお近くの金融機関で納入してください。金融機関で納入されてから本市会計で納入が確認できるまで10日程度掛かりますので、お急ぎの方は、金融機関の受入日付印が押された領収書をFAXにより広告景観づくり推進課（FAX 075-251-2877）まで送信してください。
- 2 許可書の交付は、窓口でのお渡ししか、郵送になります。郵送を希望される場合は返信先を記入し、切手を貼った返信用封筒を御用意ください（詳細については次ページを御参照ください。）。

■ 許可の期間及び審査手数料

区分		許可 期間	手数料		
			単位	照明	金額（円）
建築物等 定着型屋 外広告物 等	ひさし看板等	3 年	1 個につき 面積 5 ㎡までごと	無	4, 200
				有	6, 300
	その他の屋外広告物又 は掲出物件	3 年	1 個につき 面積 5 ㎡までごと	無	2, 600
				有	3, 900
独立型屋 外広告物 等	土地に定着して、表示 し、又は設置するもの	3 年	1 個につき 面積 5 ㎡までごと	無	2, 600
				有	3, 900
	その他のもの （広告スタンド）	3 年	1 個につき 面積 5 ㎡までごと	無	800
				有	1, 200
アドバルーンにより表示するもの		7 日	1 個につき 面積 5 ㎡までごと	無	800
				有	1, 200
ポスター、貼り紙、貼り札 その他これらに類するもの		3 月	1 0 0 枚までごと	—	300
のぼりその他これに類するもの		3 月	5 本までごと	—	300
のれん、立て看板及びちょうちん その他これに類するもの		3 月	1 個	—	300
小旗		3 月	5 0 個までごと	—	300
幕		3 月	1 個につき 面積 1 0 ㎡までごと	—	300

備考 次に掲げる屋外広告物又は掲出物件の場合、手数料は下記ようになります。

- (1) 可変表示式屋外広告物は、照明無しの額に3を乗じて得た額となります。
- (2) 同一の申請者が表示する屋外広告物で、その位置、規模及び形態を変えず、その表示面が定期（6月以内）に変更されることが申請の際に予定されているもの（定期意匠変更）は、照明なしの額に3を乗じて得た額となります。

■ 申請に必要な書類

<共通書類>

申請区分		書類	詳細	部数	備考
新規 変更	継続				
○	—	許可申請書 ・個票		1	・ 窓口にて配布 ・ ホームページからダウンロードも可能
—	○	許可申請書 ・個票		1	・ 許可期間満了の数箇月前に広告景観づくり推進課から郵送します。
○	○	付近見取図	設置場所(地域)が分かるもの	2	・ 住宅地図等の縮尺が大きい地図
○	×	配置図 (平面図)	設置箇所が分かる平面図 (各広告物に、個票に付した 物件番号を付けること。)	2	・ 道路境界及び敷地境界を記入してください。 ・ 各広告物が敷地のどの位置に設置されるか分かるように明記してください。
○	×	立面図	設置箇所が分かる立面図 (各広告物に、個票に付した 物件番号を付けること。)	2	・ 建築物の高さ、軒の高さ、建築物の間口、 個々の広告物の設置高さ及び寸法を記入 してください。
○	×	意匠図 ・ 設計図	意匠図(色見本等も添付する こと。) 照明機器に関する図書	2	・ 実際に使用する色のマンセル値を記入して ください。 ・ 照明の色、照明器具の種類、位置、設置の 方法も明記してください。
×	○	自己点検 報告書		1	・ 個票ごとに1枚必要です。 ・ 継続期間満了の数箇月前に広告景観づくり 推進課から郵送します。(ホームページからダウン ロードも可能です。)
×	○	現況写真	個々の広告物が分かるもの (3箇月以内に撮影。)	2	・ デジタルカメラ可 ・ 白黒不可
○	○	返信用封筒	切手が貼付され、宛名を記入 したもの(A4サイズの書類が そのまま入るサイズ)	1	・ 窓口での交付を希望される方は不要です。
○	○	委任状		1	・ 申請に係る手続きを代理人が行う場合に必要です。 ・ 広告主と申請者が異なる場合は、広告主から申 請者に屋外広告物の表示等が正式に委任されて いることを示す書類(委任状又は契約書等の写し) が必要です。

<その他(該当する屋外広告物がある場合)>

○	○	管理者の資格* を証明する書類	証明書の写し	1	・ 工作物確認を要する屋外広告物を表示する場 合に必要です。
○	○	道路占用許可書 の写し		1	・ 広告物が道路上空に突出している場合に必要 です。

＊ 管理者の資格について

建築基準法に基づく工作物確認を要する屋外広告物（高さ4mを超えるもの、掲出物件を含む。）を表示・設置する場合、以下の資格を持つ方を管理者に選任する必要があります。

- ア 屋外広告士
- イ 一級建築士、二級建築士及び木造建築士
- ウ 第一種、第二種電気工事士
- エ 第一種、第二種、第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- オ 広告美術科に係る職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員の免許を受けた者又は広告美術仕上げに係る同法に基づく技能検定（3級を除く。）に合格した者



屋外広告物の維持管理について

表示者等（屋外広告物を表示、又は掲出物件を設置している者）及び管理者は、当該屋外広告物又は掲出物件を常に良好な状態に保つよう維持管理しなければなりません。

なお、意匠等の変更をする際にはあらかじめ許可を受けなければなりません。維持管理上必要となる以下の変更を行う際には、変更の許可申請をしていただく必要はありません。

- ・ 再塗装、フィルムの張り替え（内容を変更しないものに限り）、取付金具の更新その他これらに類する修理又は修繕
- ・ 安全の確保のために行う屋外広告物又は掲出物件の補強工事